

静岡県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年3月15日

静岡県監査委員 富 永 久 雄  
静岡県監査委員 中 塚 治  
静岡県監査委員 野 澤 義 雄  
静岡県監査委員 谷 卓 宜

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
富士財務事務所	平成 22 年 12 月 3 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 件 名 自動車税滞納整理票の紛失</p> <p>2 内 容 平成 22 年 1 月に滞納者の個人情報に記載された自動車税の滞納整理票 18 件を紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>滞納整理票の紛失事故について公表後、直ちに、対象の納税者すべてに状況を説明し、謝罪を行いました。</p> <p>個人情報に記載された帳票の取扱に万全を期すため、定期的に滞納整理票の照合を行い、不足がないことの確認を徹底しました。</p> <p>現在、平成 23 年 1 月に施行された県税事務情報セキュリティ要綱に基づき、業務上、個人情報を事務所外に持ち出す必要がある場合には事前に責任者の承認を受けるなど、さらに個人情報の適切な管理の徹底を図っています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
島田土木事務所	平成 22 年 12 月 3 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 件 名 備蓄資材等の盗難及び現場発生品の不適切な管理</p> <p>2 内 容 焼津市大島地内の資材置場において、地震対策資材として備蓄していたコルゲートパイプ、現場発生品の覆工板、H型鋼、ガードレール等合計約 100 トンが盗難に遭い、なくなっていたことが、平成 22 年 5 月判明した。なお、盗難を受けた資材のうち、現場発生品は材料品受払簿に記帳して管理していなかった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>盗難防止策として、門扉の鍵を強固なものへ取替えるとともに、新たに作成した備蓄資材置場パトロールチェックシートを用いて毎月 3 回以上現場確認を行うよう体制を強化しました。加えて、県や関係者が作業時に防犯ベストを着用し、作業車に作業許可シールを添付することにより、不審者が備蓄資材置場に立ち入っていないか周囲に認識させるよう改めました。</p> <p>なお、現場発生品については、備蓄資材置場ごと、品名・数量等を適正に管理するため現場発生材台帳を作成するとともに、適正な管理を行うよう、道路保全課が平成 22 年 12 月に改正した「応急復旧用備蓄資材管理基準」を関係職員に周知徹底しました。</p>	
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 件 名 道路占用料等の調定漏れ及び徴収誤り</p> <p>2 内 容 平成 18 年度から 22 年度分の道路占用料等に調定漏れや徴収誤りがある。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>徴収誤り等による過不足が判明した占用料等については、対象者に謝罪と説明を行うとともに、速やかな処理が困難であった案件を残し、平成 22 年 8 月までに追加徴収及び還付処理を完了しました。残りの案件もできるだけ早期の処理に努めています。</p> <p>再発防止策として、電算システムの入力画面を複数職員で確認するとともに、占用料等許可の決裁書類に根拠法令等を添付し、調定額の算出根拠を明確にした上で、チェックシートを用いた複数職員による確認を引き続き実施しています。</p> <p>また、疑義が生じた場合は班内打合せや対象者への確認を行うほか、占用料等の徴収に関するデータベースを活用し、必要に応じて本庁所管課へ相談等を行っています。</p> <p>今後は、上記の再発防止策を確実に履行し、適正な事務の執行に務めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
浜松土木事務所	平成 22 年 12 月 3 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 件 名 河川占用料等の調定漏れ及び徴収誤り</p> <p>2 内 容 平成 17 年度から 22 年度分の河川占用料、道路占用料及び法定外財産使用料に調定漏れや徴収誤りがある。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>徴収誤り等による過不足が判明した占用料等については、対象者に報告・謝罪するとともに、平成 22 年 5 月末までに処理を完了しました。</p> <p>再発防止策として、占用許可台帳システムの入力画面を印刷し起案書類に添付して複数の職員がチェックするとともに、定期的に占用許可台帳システムの許可内容のデータの確認を行うよう改善しました。さらに、法定外財産使用料については、図面類で管理対象財産か否かの確認を徹底しました。また、許可起案時より決裁書類にチェックシートを添付し複数職員での確認を引き続き実施しています。</p> <p>今後は、上記の再発防止策を確実に履行し、適正な事務の執行に努めます。</p>	
監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
静岡中央高等学校	平成 22 年 12 月 3 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 件 名 教員による職務義務違反及び不適切な便宜供与の享受</p> <p>2 内 容 本校教諭が兼職兼業届けを申請せず、社会人講座において講師を務め謝礼を受け取っていた。また、平成 17 年 1 月から 20 年 1 月までに業者から公費等で購入した授業等消耗品の支払いにおいて、値引き分を自らが購入した消耗品の未払い分代金の補填に充ててもらったなど、不適切な便宜供与を受けていた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>校長から全職員に対して、教育公務員としての立場を自覚し、公私において常に高い倫理観に心掛け、あらゆる不正防止のために万全を期すよう厳しく指導しました。</p> <p>また、部活等での物品購入に際しては、業者との不適切な関係が生じないよう、業者選定や会計処理については事務室が主導し、適切な執行管理に努めます。</p> <p>県教育委員会としては、ブロック校長会（4 月 9 日）、県立学校・市立高等学校校長会（4 月 16 日）で事故の概要、原因等を説明するとともに、失われた信頼の回復のために、教育公務員として、法令と規律を遵守し、倫理観・使命感の高揚を図ることを指導いたしました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
高等学校	平成 22 年 12 月 3 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 件 名 教員による生徒へのわいせつ行為の発生</p> <p>2 内 容 平成 22 年 5 月に男性講師が、自宅において同校の女子生徒と 3 回にわたりわいせつ行為を行い、免職処分を受けている。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>職員会議及び不祥事根絶のための研修会を実施し、校長から改めて教職員に倫理意識の徹底について指導しました。毎月の職員会議では、校長が、教職員の懲戒処分の事例等を話すとともに、管理職・養護教諭などを中心に生徒や教職員のサインを見逃さないように、連絡体制の確認をしています。また、教職員との年間 2 回以上の面談の実施や、教員のモラルについての講話の機会を設ける等、機会を捉え全職員に倫理観の徹底を図っています。</p> <p>県教育委員会としては、校長会（7 月 1 日）で事故の概要、原因等を説明するとともに、教職員の不祥事根絶への取組として、管理職と教職員一人一人との面談や倫理観・使命感の高揚を図るための校内研修会を実施し、綱紀の粛正と教職員一人一人の意識啓発に努めるよう指導を徹底しました。また、講師に対して、県立高等学校常勤講師勤務服務研修会（8 月 27 日）を開き、服務規律に関する基本的な知識について学ぶことにより、教育職員としての使命感・倫理観の高揚を図りました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
焼津水産高等学校	平成 22 年 12 月 3 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 件 名 公務中における交通加害死亡事故の発生</p> <p>2 内 容 平成22年2月に当校教諭が自家用車で公務出張中、横断歩道上の歩行者をはね、死亡させる交通加害死亡事故が発生している。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>(1) 事故後から随時、運営委員会、職員会議、職員打合せの中で、管理職から交通安全を喚起する内容を職員に伝達、指導しています。</p> <p>(2) 独自に交通安全週間を設定し、この週の職員打合せ時、担当職員が交通安全について他の職員に語り掛けることにより、互いに交通安全に対する意識を高めようとしています。</p> <p>(3) P T A ・生徒（風紀委員）・職員が合同で、登校時の交通安全指導を実施し、生徒の交通マナーの啓発だけでなく、職員の交通安全意識の高揚に努めています。</p> <p>(4) 交通安全自己診断チェックテストを職員に実施するよう指導しています。</p> <p>県教育委員会としては、校長会（10月5日）で事故の概要、原因等を説明するとともに、各学校において全教職員に対し、交通ルールを厳守し、交通安全についての意識を高め、教育公務員としての自覚を一層喚起し、法令と規律の遵守、倫理観・使命感の高揚を図ることを指導徹底しました。</p>	
監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
特別支援学校	平成 22 年 12 月 3 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 件 名 教職員によるわいせつ行為の発生</p> <p>2 内 容 本校の男性職員が、平成 22 年 3 月、職員用女子トイレの壁に盗撮を目的として小型ビデオカメラを取り付けた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>再発防止への取組として、校長による教職員との個人面談を実施、わいせつ行為等の不祥事根絶への意識高揚を図り、特に女性職員には、心のケアを行いました。</p> <p>また、8月2日には、学校人事課特別支援学校人事担当を講師に迎え、不祥事根絶に向けた職員研修を実施しました。</p> <p>県教育委員会としては、ブロック校長会（4月9日）、県立学校・市立高等学校校長会（4月16日）で事故の概要、原因等を説明するとともに、信頼回復のため、学校・校長会等と連携を図りながら、教職員一人一人の心に深く届く具体的かつ実践的な指導や校内研修等を通じて、不祥事を二度と引き起こさないよう指導の徹底を図りました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
清水警察署	平成 22 年 12 月 3 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 件 名 警察官による情報漏えい</p> <p>2 内 容 交番で当直勤務中の当署警部補が、平成 20 年 10 月、県警照会センターから入手した軽四輪自動車の所有者等個人情報を外部に漏えいさせた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 行為者に対する厳正な処分 行為者に対して、平成 22 年 2 月 26 日付けで懲戒処分（減給 100 分の 10 6 か月）を執行しました。</p> <p>2 再発防止対策</p> <p>(1) 今回の非違事案の発生を重く受け止め、署長から全署員に対して、警察改革の持続的断行の意味と、公務員たる警察職員の責務の重要性を再認識させるとともに、非違事案の再発防止に向けて県民の信頼回復に努めていく旨、指示・教養を行いました。</p> <p>(2) 各幹部職員に対しても人事管理、業務管理をより一層徹底するよう指示するとともに、部下職員の身上把握については常に重要視し先手を打つなど、「兆候を早期に把握し、非違事案の芽を摘む」「非違事案を発生させない」取組を徹底しています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
静岡県体育協会グループ	平成 22 年 12 月 3 日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 件 名    バスケットゴールによる死亡事故の発生</p> <p>2 内 容    平成 21 年 4 月、草薙総合運動場の体育館において、男性利用者が折り畳み式バスケットゴールの支柱と台座の間に挟まれて死亡する事故が発生した。</p> <p>              これについて、定期点検でゴール支柱を支えるシリンダーハンガーの磨耗に対し、業者から危険度が最も高く、特に早急な修理・交換を必要とする「AA」ランクを指摘されていたにもかかわらず、指定管理者として使用禁止等の措置を講ずるなど、安全に関する適切な措置を取っていなかった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>草薙総合運動場では、平成 21 年 4 月の事故を受け、直ちに運動器具の緊急安全点検を実施するとともに、同年 5 月に体育館におけるバスケットボール以外の競技利用を再開した際には、緊急安全点検に基づく器具の修繕又は使用停止、重量のある運動器具の設置・撤去への職員立会い、職員に対する特別研修を実施しました。</p> <p>さらに、事故機と同型のバスケットゴール 8 台をすべて更新した上で、同年 10 月より体育館においてバスケットボール競技利用を再開してからは、マニュアルに基づく日常点検、利用者への取扱講習及び利用日報記載を行っています。</p> <p>これらの措置に加え、施設等の異常を発見した場合には利用を中止するよう徹底しており、県との間で締結している協定書にも明文化しました。</p> <p>また、平成 22 年度より新たに施設管理部を設け、施設管理部長の専任配置による維持管理業務権限の強化と責任体制の明確化を図りました。</p> <p>今後も、上記の再発防止策を確実に継続するとともに、県との情報共有を徹底し、適正な指定管理業務の遂行に努めます。</p>	